地区計画届出の手引き

閖　上　地　区

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

地区計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

地区計画の内容の趣旨及び解説・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

届出の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

届出に必要な図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

届出書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

届出概要書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

届出から工事着手まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

届出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

名　取　市

◆ はじめに

住む人にやさしく育み成長していく街並みのために

閖上地区では，個別の開発行為や建築行為による住環境の悪化を防止し，良好な環境をつくり，まもるために，平成 28 年 12 月に「閖上地区計画」を定めました。

地区計画はまちづくりの目標であるとともに，建築物に関する制限等について，地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

まちづくりの目標実現のため，皆様が建物を建てたり敷地の区画を変更したりする場合は，この地区計画にしたがって計画していただくことが大切です。

地区計画は「地区計画の目標」「区域の整備，開発及び保全の方針」「地区整備計画」により構成され，その概要は次のとおりです。

【地区計画の目標】

地区計画の区域全体を今後どのようなまちに育て，まもっていくかについて，まちづくりのビジョンを定めたものです。

【区域の整備，開発及び保全の方針】

地区計画の目標に向け、地区整備計画を定める各地区について、土地利用や建築物の整備等について方針を示したものです。

【地区整備計画】

地区計画の方針にしたがって具体的な計画を定めるものであり，建築物等に関することについて必要な事項を定めたものです。

このパンフレットは，地区計画の趣旨と内容，及び届出の方法について説明するものです。これらを十分ご理解の上，ご協力いただくことにより，便利で快適なまちづくりを進め，また保全していきたいと考えております。

◆　地区計画の内容

■閖上地区で定められている地区計画は次のとおりです。

名　　称		閖上地区計画
位　　置		名取市閖上西一丁目、閖上西二丁目及び閖上中央二丁目の全部並びに閖上中央一丁目の一部
面　　積		約 56.8ha
地区計画の目標		本地区は、北は名取川、東は貞山運河に面しており、古くから漁師町としての住商工混在の街並みが形成されていたが、東日本大震災により地区内の建物の大部分が流失する壊滅的な被害を受けた。復興にあたっては、復興整備計画において、被災市街地復興土地区画整理事業によって防災性の高い基盤整備と居住機能の再建が計画されている地区として位置づけられている。 本計画は、このような位置づけのもと、盛土による津波被害の軽減を始めとした安全で災害に強い市街地整備を行うこととあわせて、「住む人にやさしく育み成長していく街並み」を目標とし、地区中央を貫く緑道を基軸として、公園・緑地、公共公益施設、商業施設、業務施設、住宅等を計画的に配置し、地区全体で安全で安心なまちづくりを進めるものである。 このため、地区計画により適正な土地利用を誘導するとともに、防災機能及び良好な住環境を将来にわたって維持・保全することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	良好な市街地環境、居住環境の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。 (1)　一般住宅地区においては、専用住宅や共同住宅等と日常生活に必要な一定規模以下の店舗・飲食店等を主体とし、公園・緑地、緑道を配置し緑豊かで利便性の高い住宅地の形成を図る。 (2)　公共公益施設地区においては、小中一貫校などの教育施設、公民館及び公営集合住宅等を整備し、近隣と調和した良好な市街地の形成を図る。 (3)　業務地区においては、周辺地域からの工場等の集約移転の誘導を行い、計画的に配置することで、住宅と工場等が調和に配慮した市街地の形成を図る。 (4)　センターＡ地区においては、大規模商業施設等の誘導を図り、本地区の商業・業務の核としてふさわしい賑わいのある商業・業務地の形成を図る。 (5)　センターＢ地区においては、医療福祉施設等の誘導を図り、周辺環境と調和した良好な医療・福祉地区の形成を図る。 (6)　センターＣ地区においては、小規模な商業・業務施設の誘導を図り、大規模商業施設を補完し賑わいのある商業・業務地の形成を図る。 (7)　まちなみ再生Ａ地区においては、名取川におけるかわまちづくりとして、物販、飲食店や工場兼店舗を誘導し、にぎわいが創出される市街地の形成を図る。 (8)　まちなみ再生Ｂ地区においては、住宅地との協調に配慮しつつ、物販、飲食店、工場兼店舗を誘導し、震災前のまちなみを再生し、にぎわいが創出される市街地の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境を創出・保全するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限を定める。
	その他	防災上の観点から、主要地方道塩釜亘理線より東側の嵩上げ盛土区域については、土地区画整理事業の造成竣工時の高さを維持するように努め、安全･安心な市街地形成を目指す。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	一般住宅地区
		地区の面積	約 27.8ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1m 以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下であるもの。
		建築物等の高さの最高制限	15m 以下
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して設ける塀（門及び門袖を除く。）は、見通し可能な構造とする。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	公共公益施設地区
		地区の面積	約 13.0ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの (2) ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1m 以上とする。 ただし､建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下であるもの。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	業務地区
		地区の面積	約 3.4ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー，料理店，ナイトクラブ，その他これらに類するもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1m 以上とする。 ただし､建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下であるもの。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	センターＡ地区
		地区の面積	約 2.6ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二（り）項に掲げるもの (2) 専用住宅 (3) １階以下の階を住宅の用途に供するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 倉庫業を営む倉庫
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は１ｍ以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３ｍ以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが２．３ｍ以下であるもの。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	センターＢ地区
		地区の面積	約１．５ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1m 以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下であるもの。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	センターC地区
		地区の面積	約0.7ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの (2) 自動車教習所 (2) 畜舎
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの。

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	まちなみ再生A地区
		地区の面積	約2.4ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第二（る）項に掲げるもの (1)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (2)カラオケボックス等 (3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4)劇場、映画館、演芸場、観覧場 (5)キャバレー，料理店，ナイトクラブ，その他これらに類するもの (6)自動車教習所 (7)畜舎 (8)危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 (9)火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	まちなみ再生B地区
		地区の面積	約４．４ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (2) カラオケボックス等 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (5) キャバレー，料理店，ナイトクラブ，その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 (9) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設
		壁面の位置の制限	建築物の外壁（ただし、出窓を除く。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は１ｍ以上とする。 ただし､建築物又は建築物の部分で次の各号の一に該当するものを除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３ｍ以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが２．３ｍ以下であるもの。
		建築物等の高さの最高制限	１５ｍ以下
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して設ける塀（門及び門袖を除く。）は、見通し可能な構造とする。

◆　地区計画の内容の趣旨及び解説

当地区では建築物等の規制誘導を積極的に推進し，豊かな生活空間の創造により，良好な居住環境の形成と土地区画整理事業の効果を維持・増進するために，地区整備計画の内容に『建築物等の用途の制限』『壁面の位置の制限』『建築物等の高さの最高限度』『かき又はさくの構造の制限』を定めています。

●建築物の用途の制限

・一般住宅地区・公共公益施設地区・業務地区・センターA 地区
・センターB 地区・センターC 地区・まちなみ再生 A 地区・まちなみ再生 B 地区

一般住宅地区・公共公益地区では，第一種住居地域に建築できない建築物に加え，次に掲げる建築物は建築することができません。また、当地区は、用途地域が定められていない地域が一部ありますが、第一種住居地域と同等の取り扱いとなります。

・ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類するもの
・自動車教習所　　・畜舎

業務地区では、準工業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

・マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの　・キャバレー，料理店，ナイトクラブ，その他これらに類するもの
・自動車教習所　　・畜舎

センターＡ地区では、近隣商業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。また、当地区は、用途地域が定められていない地域が一部ありますが、近隣商業地域と同等の取り扱いとなります。

・専用住宅　・１階以下の階を住宅の用途に供するもの　・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券売場その他これらに類するもの　・自動車教習所
・畜舎　・倉庫業を営む倉庫

センターＢ地区では、第一種住居地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

・自動車教習所　　・畜舎

センターＣ地区では，第一種住居地域に建築できない建築物に加え，次に掲げる建築物は建築することができません。また、当地区は用途地域が定められていない地域ですが、第一種住居地域と同等の取り扱いとなります。

・自動車教習所　　・畜舎

まちなみ再生 A 地区では、準工業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

・自動車教習所　　・畜舎

まちなみ再生 B 地区では、準工業地域に建築できない建築物に加え、次に掲げる建築物は建築することができません。

・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの　・カラオケボックス等

・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

・劇場、映画館、演芸場、観覧場・キャバレー，料理店，ナイトクラブ，その他これらに類するもの

・自動車教習所･畜舎･危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場（別表ア参照）　・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵

・処理の量がやや多い施設（別表イ参照）

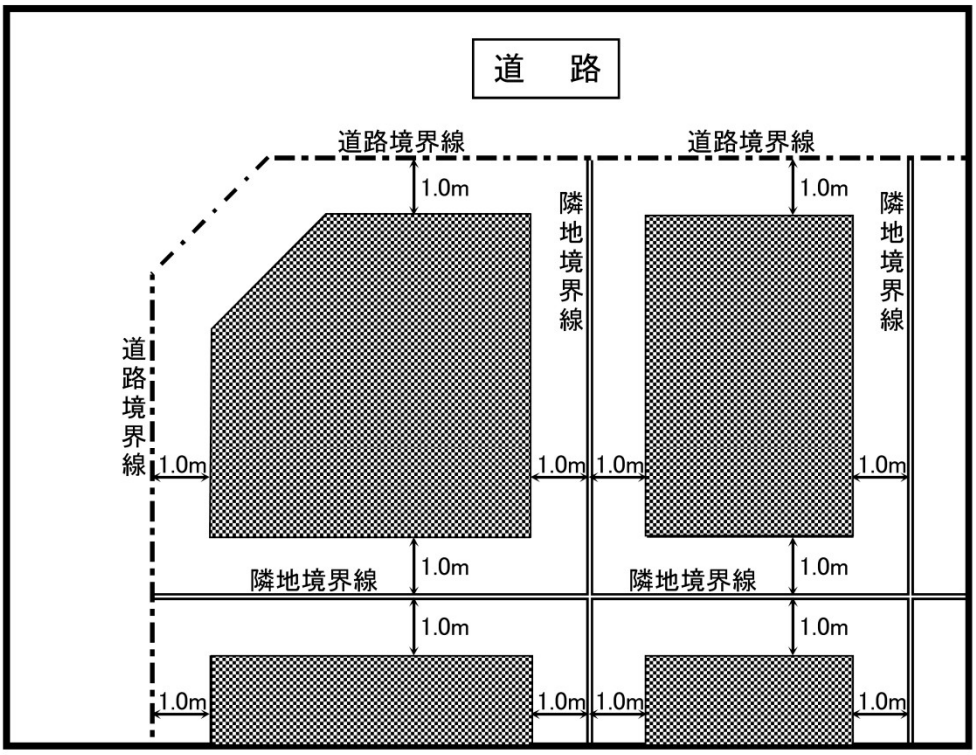
●壁面の位置の制限

・一般住宅地区・公共公益施設地区・業務地区・センターA 地区
・センターB 地区・センターC 地区・まちなみ再生 B 地区

建築物の外壁（ただし，出窓を除く。）又は，これに代わる柱の面から敷地境界線（隣地境界線及び道路境界線）までの距離は**1.0m以上**とします。

趣　旨

日照や通風、植樹スペースを確保し、ゆとりある緑豊かなまち並みをつくるとともに、プライバシーを守り良好なコミュニティを維持するために、建物を道路境界線や隣地境界線から**1.0m以上**後退して建築していただく制限を設けました。

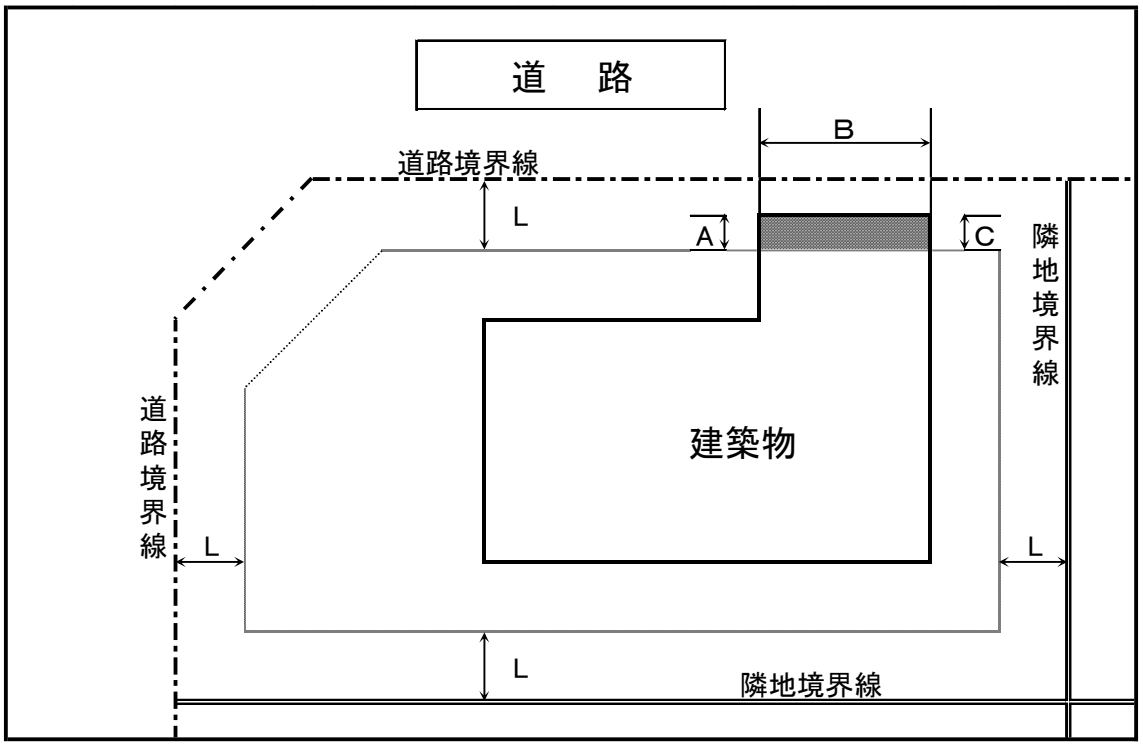


建築物の建築が可能な区域

※ただし，全ての地区において次の場合は建築可能です。

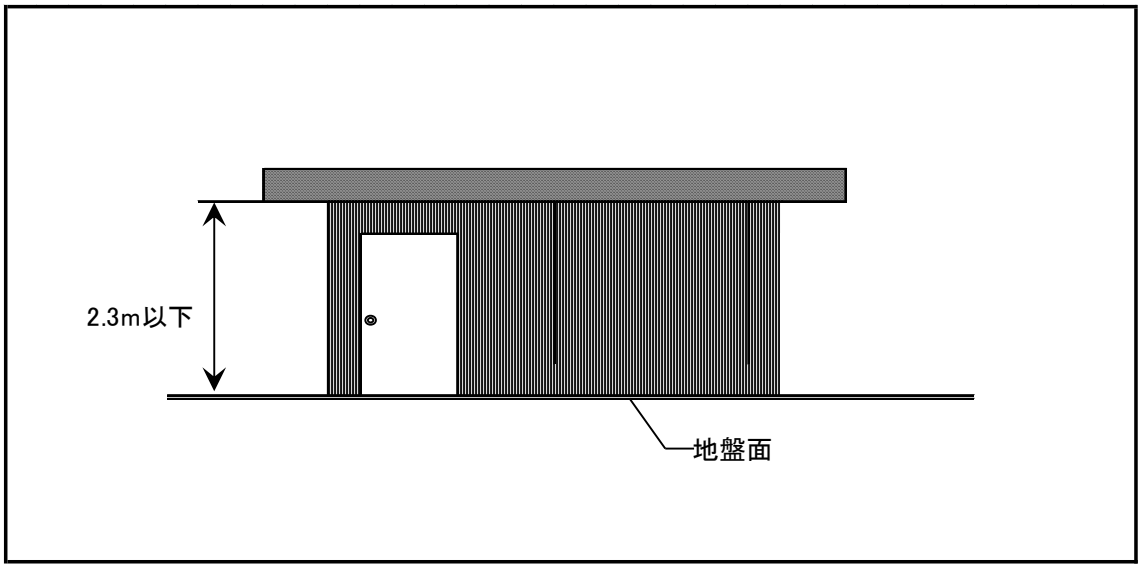
(1)　敷地境界線から必要離隔以内の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが合計３ｍ以下であるもの。

Ａ＋Ｂ＋Ｃ≦３ｍ



※Ｌ＝外壁又はこれに代わる柱の面からの敷地境界線までの距離

(2)　物置その他これに類する用途に供し，軒の高さが 2.3m以下であるもの。



※「物置その他これに類する用途」とは

→自動車車庫、自転車置場、家畜等の小屋等、軒高が 2.3m以下のもので建築基準法に定めるところの居室でないものを指します。

●建築物等の高さの最高限度
・一般住宅地区　・まちなみ再生 B 地区
建築物の最高の高さは 15m とします。

趣　旨

地区の景観や地区周辺の良好な居住環境を維持するため，建築物の高さの最高限度を15mとしました。

解　説

建築物の高さとは，建築物の最も高い部分の，地盤面からの高さをいいます。

●かき又はさくの構造の制限

・一般住宅地区　・まちなみ再生Ｂ地区

趣　旨

防犯及び防災、景観を考えて、かき又はさくの構造に制限を設けました。

道路境界線に面して設ける塀（門及び門袖を除く。）は、見通し可能な構造とします。

解　説

道路境界線に面して設ける塀については見通し可能な構造としていただくことになっております。

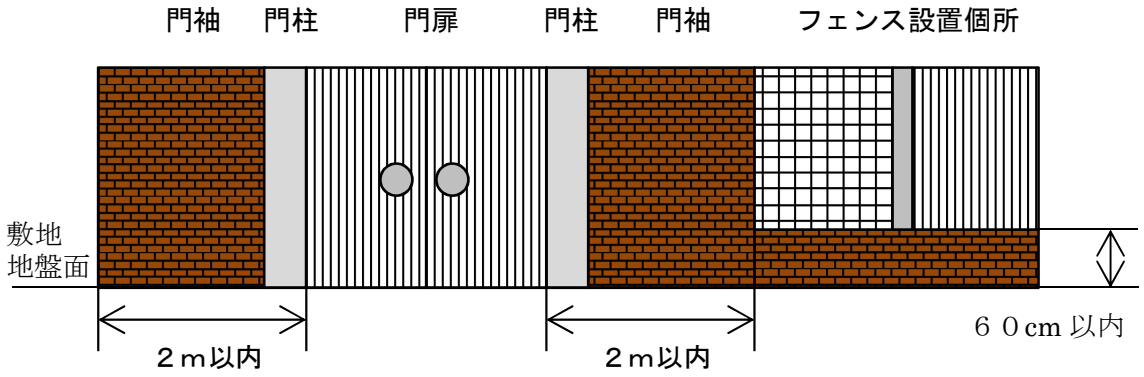
具体的には設置される塀について、設置面に対して柱や支柱を含む部分の透過率が均等に５０％を超えるもので、材質は金属製若しくは木製その他これらに類するものとし、かつ構造は網の目状または柵状であることに努めてください。

また、基礎の部分として設けられるブロック積み等については、見通し可能な構造を維持するため、敷地地盤面から６０ｃｍまでに収まるよう努めてください。

構造全体としての高さ規制はございません。

また、門及び門袖については除外されていますが、見通し可能な構造を維持するため、門柱を含めて２ｍ以内に収まるよう努めてください。

【設置参考図】



◆　届出の方法

建築行為等の届出の義務

地区整備計画が定められている区域内で届出の必要な行為をする場合は，その**着手する日の 30 日前まで**に市役所（建設部都市計画課）に**届出**をすることが，法律で義務付けられております。

また，地区計画決定されている内容に適合しない場合は，その行為に着手することは出来ません。

届　出　の　必要な行為

(1)　土地の区画形質の変更
(2)　建築物の**建築**（新築，増築，改築，門，塀，物置，車庫等の建築〔床面積 10 ㎡未満のものも含む。〕）
(3)　工作物の**建設**（広告塔，擁壁，高架水槽等の建設課）
(4)　建築物等の**用途の変更**
(5)　かき・さくの**設置**
(6)　上記等の**変更をする場合**

届　出　の　いらない行為

(1)　通常の管理行為，軽易な行為で一定のもの
　イ　仮設目的で行う建築，工作物
　ロ　屋外広告物で表示面積が１㎡以下であり，かつ，高さが３ｍ以下であるものの表示のために必要な工作物
　ハ　上下水道管等で地下に建設する工作物等
(2)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(3)　開発許可を要する行為

◆　届出に必要な図書

①地区計画の区域内における行為の届出書・・・１部
②地区計画区域内行為届出概要書・・・・・・・１部

※①「届出書」に添付するもの

行　為　の　種　類	図　　面	縮　　尺
土地の区画形質の変更	位置図	
	当該行為の区域図及び周辺の公共施設配置図	1/100 以上
	設計図	1/100 以上
建築物の建築 **工作物の建設** **建築物等の用途の変更**	位置図	
	当該敷地内の建築物又は工作物の配置図	1/100 以上
	建築物又は工作物の立面図（二面以上）	1/50 以上
	各階の平面図	（1/100 でも可）
かき・さくの設置	位置図	
	配置図	1/100 以上
	立面図・断面図	1/20 以上

※　**既存植栽帯**がある場合は，配置図・立面図・断面図に明示してください。

◆ 届出書の書き方

届出書の記入は，下の例を参考にしてください。
記入方法について不明な点は，都市計画課へお問い合わせください。

記入例

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 ● 年 6 月 5 日

名取市長　殿

届出者　住　所　名取市増田字柳田８０

氏　名　名　取　次　郎　　名取 印

都市計画法第58条の２第１項の規定に基づき，
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採
について，下記により届け出ます。

※30日以上離す

記

1　行為の場所　名取市　○○町○丁目○番○号
2　行為の着手予定日　平成 ● 年 8 月 5 日
3　行為の完了予定日　平成 ● 年 12 月 5 日
4　設計又は施行方法

（１）土地の区画形質の変更			区域の面積		㎡
（２）建築物の建築又は工作物の建設	（イ）行為の種別	（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）			
	（ロ）設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		（ⅰ）敷地面積			300.00 ㎡
		（ⅱ）建築又は建設面積	80.00 ㎡	0.00 ㎡	80.00 ㎡
		（ⅲ）延べ面積	150.00 ㎡ (　㎡)	0.00 ㎡ (　㎡)	150.00 ㎡ (　㎡)
		（ⅳ）高さ　地盤面から 7.50 m	（ⅴ）用途	専用住宅	
			（ⅵ）垣又はさくの構造	生垣 H＝1.2m	（ⅶ）※備考 6
（３）建築物等の用途の変更	（イ）変更部分の延べ面積		（ロ）変更前の用途		（ハ）変更後の用途
	㎡				
（４）建築物等の形態又は意匠の変更			変更の内容		
（５）木材の伐採			伐採面積		㎡

備　考

1　届出者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては，押印を省略することができる。
3　建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは，各部分ごとに記載すること。
4　地区計画において定められている内容に照らして，必要な事項について記載すること。
5　同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは，一の届出書によることができる。
6　(ⅶ)の欄は地区整備計画に準じて屋根勾配，屋根の色，外壁の色を記載して下さい。

◆ 届出概要書の書き方（※表面）

届出書の記入は，下の例を参考にしてください。
記入方法について不明な点は，都市計画課へお問い合わせください。

記入例

地区計画区域内行為届出概要書

※ここは記入しない

注 意 ① この様式は，届出書に綴り込まないでください。
② 裏面に付近見取図及び配置図の欄があります。
③ ※ には記入しないでください。

※ 平成　年　月　日
第　号

建築主	氏名	名 取 次 郎		
	住所	名取市増田字柳田８０ （〒981－1292）	TEL	022（ 384 ）2111
敷地の位置	地名地番	名取市　○○町○丁目○番○号		
	地区計画区域名	○○町地区計画		
	地区整備計画区域名	低層住宅地区		
（１）土地の区画形質の変更		区域の面積　㎡		

（２）建築物の建築又は工作物の建設

（イ）行為の種別
（ 建築物の建築 ・ 工作物の建設 ）（ 新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転 ）

（ロ）設計の概要

	届出部分	届出以外の部分	合計
（i）敷地面積			300.00 ㎡
（ii）建築又は建設面積	80.00 ㎡	0.00 ㎡	80.00 ㎡
（iii）延べ面積	150.00 ㎡（ ㎡）	0.00 ㎡（ ㎡）	150.00 ㎡（ ㎡）
（iv）高さ　地盤面から 7.50 m	（v）用途	専用住宅	
	（vi）垣又はさくの構造	生垣　H＝1．2m	（vii）形態又は意匠 ※屋根勾配，屋根及び外壁の色

（３）建築物等の用途の変更	（イ）変更部分の延べ面積	（ロ）変更前の用途	（ハ）変更後の用途
	㎡		

設計者	事務所名	株式会社　○○○設計事務所	担当者	宮 城 一 郎
	所在地	○○市○○町○○丁目○番○号 （〒○○○－○○○○）	TEL	999（ 999 ）9999
施工者	事務所名	△△建設　株式会社	担当者	日 本 三 郎
	所在地	△△市△△町△△丁目△番△号 （〒△△△－△△△△）	TEL	888（ 888 ）8888
代理者	事務所名		担当者	
	所在地	（〒　－　）	TEL	（　）
備考	適合通知書の送付先：〒000-0000 ◇◇市◇◇町◇◇丁目◇番◇号　東 北 二 郎　あて			

※ (vii)の欄は，地区整備計画に準じて屋根勾配，屋根の色，外壁の色を記入して下さい。

◆　届出概要書の書き方（※裏面）

届出書の記入は，下の例を参考にしてください。
記入方法について不明な点は，都市計画課へお問い合わせください。

付近見取図及び配置図

記入例

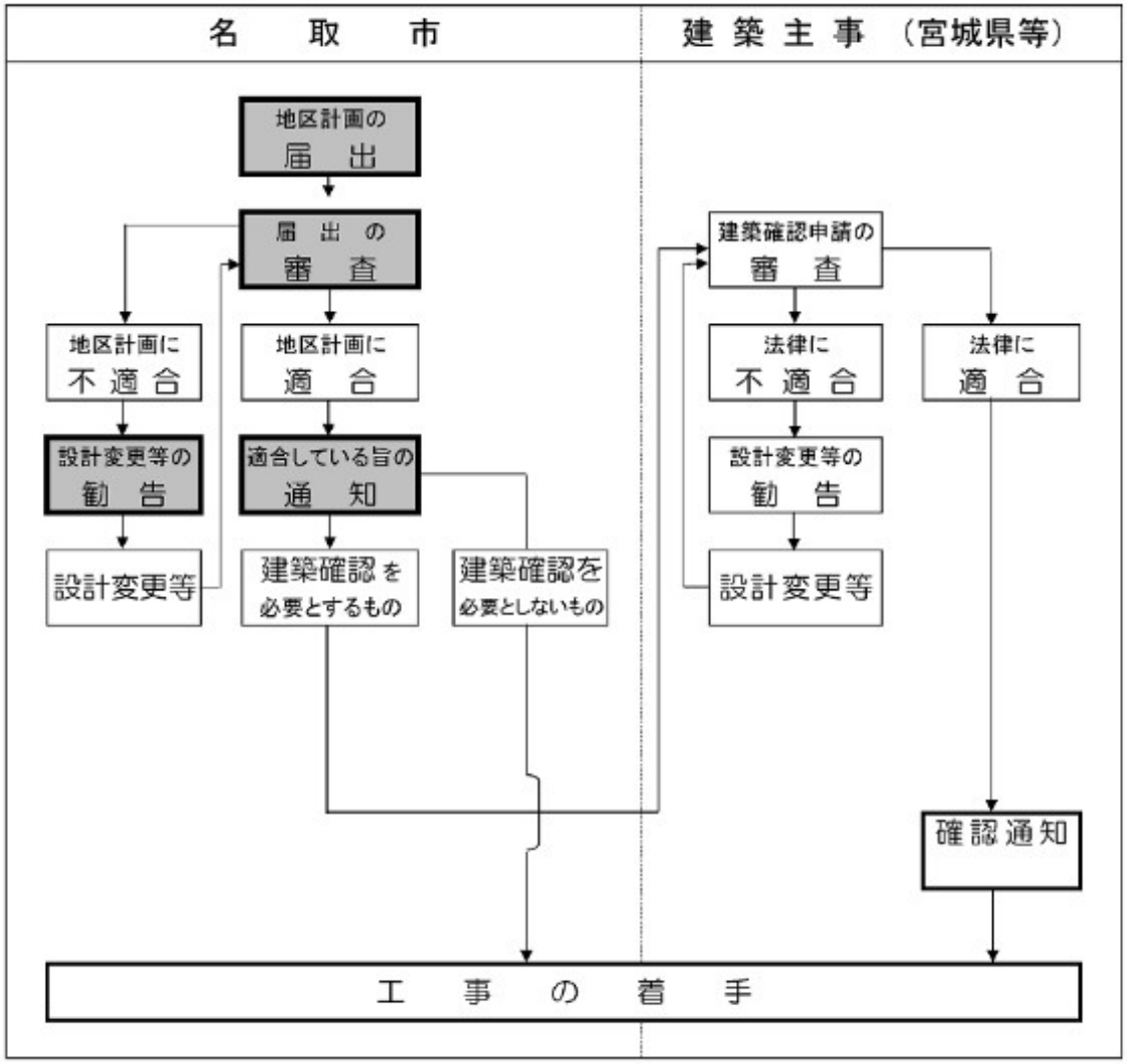
※この部分に，

① 付近見取図
② 配置図

を記入してください。

（注）　1　付近見取図に明示すべき事項　　方位，道路及び目標となる地物
　　2　配置図に明示すべき事項　　縮尺，方位，敷地の境界線，敷地内における建築物，工作物，垣及びさく等（以下「建築物等」という。）の位置，申請に係る建築物等と他の建築物等との別，並びに敷地の接する道路の位置及び幅員

◆　届出から工事着手まで



◆　届　出　先

名取市建設部都市計画課都市計画係

〒981-1292　宮城県名取市増田字柳田 80 番地

電話　０２２－７２４－７１２２（直通）

※地区計画に関してのご質問・ご相談がありましたら，上記までお問い合わせください。